



三重県公報

令和8年2月27日 (金)

第 697 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
6	三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
公 安 委 規 則			
2	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
131	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	4
132	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
133	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	4
134	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	6
135	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(建 設 業 課)	7
136	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
137	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
138	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	8
139	三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第3条第1項第1号の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	(建 築 開 発 課)	9
海 調 委 告 示			
2	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	9
内 水 面 告 示			
1	第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量	(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会)	9
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	10
	同件	(同)	11
	農用地利用集積等促進計画の認可の取消	(同)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河 川 課)	12
	海岸保全基本計画を変更した旨及びその関係図書の縦覧	(港 湾 ・ 海 岸 課)	12

規 則

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六号

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>三重県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (マンションの除却等の必要性に係る認定の申請)</p> <p>第三条 省令第七十六条の二十五第一項第三号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一〜四 (略)</p> <p>2 前項第一号の耐震診断の判定書の写しを添付した場合は、省令第七十六条の二十五第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 (容積率等の特例に係る許可の申請)</p> <p>第四条 省令第七十六条の三十第一項の規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。 一・二 (略)</p>	<p>三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年建設省令第百十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (マンションの除却の必要性に係る認定の申請)</p> <p>第三条 省令第四十九条第一項第三号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一〜四 (略)</p> <p>2 前項第一号の耐震診断の判定書の写しを添付した場合は、省令第四十九条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 (容積率の特例に係る許可の申請)</p> <p>第四条 省令第五十二条第一項の規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。 一・二 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年二月二十七日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

三重県公安委員会規則第二号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(警務部の分課)</p> <p>第二条 警務部に次の七課を置く。</p> <p>総務課 会計課 情報管理課 警務課 厚生課 留置管理課 監察課</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 高速複写機の運用に関する事。</p> <p>八～十四 (略)</p> <p>(警務課)</p> <p>第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七～十七 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(監察課)</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第一条 警務部に次の六課を置く。</p> <p>総務課 会計課 情報管理課 警務課 厚生課 留置管理課</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 公文書類の浄書、印刷及び製本に関する事。</p> <p>八～十四 (略)</p> <p>(警務課)</p> <p>第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 監察に関する事。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 表彰及び警察職員の懲戒に関する事。</p> <p>九 訟務事務の処理に関する事。</p> <p>十～二十 (略)</p> <p>第九条 (略)</p>
<p>第九条の二 監察課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 監察に関する事。</p> <p>二 表彰及び警察職員の懲戒に関する事。</p> <p>三 訟務事務の処理に関する事。</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第十一条 生活安全企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 警備業の認定等、探偵業、特定金属くず買受業、特定自動車解体業及び中古自動車輸出業の届出等に関する事。</p> <p>六～八 (略)</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第十一条 生活安全企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 警備業の認定等及び探偵業の届出等に関する事。</p> <p>六～八 (略)</p> <p>(警備・防災監)</p> <p>第三十八条の七 警備部に警備・防災監を置く。</p> <p>2 警備・防災監は、上司の命を受け、第三十二条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの計画、実施及び調整に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。</p>

附 則

この規則は、令和八年三月二十三日から施行する。

告 示

三重県告示第 131 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーション anchor	鈴鹿市三宅町 1700 番地	訪問介護	名称	訪問介護ステーション anchor	訪問介護ステーションまごころ	令和 7 年 6 月 20 日
デイサービスセンター Lapin	鈴鹿市三宅町 1700 番地	通所介護	名称	デイサービスセンター Lapin	デイサービスセンターまごころ	令和 7 年 8 月 1 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	福祉用具貸与	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	特定福祉用具販売	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	介護予防福祉用具貸与	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	特定介護予防福祉用具販売	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日

三重県告示第 132 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーション anchor	鈴鹿市三宅町 1700 番地	訪問介護	名称	訪問介護ステーション anchor	訪問介護ステーションまごころ	令和 7 年 6 月 20 日
デイサービスセンター Lapin	鈴鹿市三宅町 1700 番地	通所介護	名称	デイサービスセンター Lapin	デイサービスセンターまごころ	令和 7 年 8 月 1 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	福祉用具貸与	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	特定福祉用具販売	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	介護予防福祉用具貸与	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日
ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市生桑町榎本 233-5	特定介護予防福祉用具販売	所在地	四日市市生桑町榎本 233-5	四日市市西松本町 14-26	令和 7 年 10 月 15 日

三重県告示第 133 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第

189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

村田 とよ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市大字南浦字小原野砥石谷 2914 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

塩崎 大助

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字平尾火ノ谷 1703 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

玉本 甚太郎、上村 善兵衛、家城 留吉、廣 太市、大谷 善太郎、井上 安蔵、植村 徳松、廣 嘉市、大谷 莊惣、中本 吉平、家城 寅吉、上村 小吉、塩崎 亀次郎、植村 源次郎、中井 片市、中井 仙太郎、植村 音松、井上 一平、中口 平三郎、濱 弥四郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町小浦字小籠 117

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

中井 郁栄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町小浦字小籠 119

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 134 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ津白山店

津市白山町川口 1930 番 3 ほか

2 津市から聴取した意見

(1) 騒音の発生及び廃棄物に係る事項

ア 騒音及び振動について、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する特定（指定）施設を設置する場合は、津市環境保全課に届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

イ 夜間の自動車利用や青年等の蟬集等による騒音の発生が懸念されるため、苦情や問題が生じた場合は、速やかに対応すること。

ウ 住民等から店舗の営業及び商品搬入等に起因する騒音・振動・悪臭等の苦情があったときは、すべて届出者の責任において解決すること。

エ 荷捌きに使用する台車は、音が響く金属製でなく、樹脂製のものを使用すること。

(2) その他の事項

ア 店舗の工事中及び営業開始後は、十分な交通安全対策に配慮すること。

イ 造成等の開発行為を行う場合は、津市開発事業に関する指導要綱（平成 18 年津市告示第 25 号）に基づく確認が必要となるため、津市開発指導室と協議すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年2月27日から同年3月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第135号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年2月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける手数料
- 3 指定をした日
令和8年2月13日
- 4 委託をした日
令和8年3月1日
- 5 委託期間
令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

三重県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年2月27日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町古厩字西沖66番1地先から 亀山市関町古厩字片山71番1地先まで	旧	3.0~3.0	142.2

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市辺法寺町字原田840番4地先から 亀山市辺法寺町字原田815番1地先まで	旧	6.9~15.5	114.8
	新	11.3~20.4	114.8

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新田野原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町栃原字中谷1643番1地先内	旧	10.0~16.6	11.2
	新	14.9~16.6	11.2

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市九鬼町字日ノ岡 997 番 1 地先から 尾鷲市九鬼町字日ノ岡 997 番 4 地先まで	旧	16.7～27.6	58.3
	新	16.7～32.3	58.3

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市九鬼町字日ノ岡 998 番 5 地先内	旧	10.0～23.3	65.3
	新	14.6～29.1	65.3

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市井戸町字杉山 2694 番 3 地先から 熊野市井戸町字坊作り 2556 番 4 地先まで	旧	4.3～14.1	122.2
	新	3.4～14.0	122.2

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市井戸町字坊作り 2545 番 1 地先から 熊野市井戸町字弓場 2363 番 4 地先まで	旧	3.6～16.7	443.3
	旧新	7.0～47.9	520.6

三重県告示第 137 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳字馬置 1896 番地先から いなべ市大安町高柳字馬置 1945 番 1 地先まで	令和 8 年 2 月 27 日
一般国道 422 号	多気郡大台町栗谷字中木屋 372 番 10 地先内	令和 8 年 3 月 2 日
県道 大台ヶ原線	多気郡大台町檜原字宮平 611 番 1 地先から 多気郡大台町檜原字宮平 561 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 2 日

三重県告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	422 号	多気郡大台町栗谷字中木屋 372 番 10 地先内	令和 8 年 3 月 2 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除

く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 139 号

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の知事が別に定めるものの一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の知事が別に定めるものの一部を改正する告示

三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の知事が別に定めるもの（平成 27 年三重県告示第 248 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>三重県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の知事が別に定めるもの</u></p> <p><u>三重県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則（平成 27 年三重県規則第 32 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する知事が別に定めるものは、次に掲げる者とし、公表の日から施行します。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の知事が別に定めるもの</p> <p>三重県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 27 年三重県規則第 32 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する知事が別に定めるものは、次に掲げる者とし、公表の日から施行します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 2 号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 8 年 2 月 27 日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

内 水 面 告 示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和8年2月27日

三重県内水面漁場管理委員会会長 大瀬 公 司

令和8年度目標増殖量

(単位：kg)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくずがに
三重内共 第1号	桑 員 河 川	970	20	420	1か所	30	20		
〃 第2号	雲 出 川	290	110						
〃 第3号	中 村 川	210	20		1か所				
〃 第4号	伊 賀 川	340	410	10	1か所	180	30		
〃 第5号	名 張 川	1,210	30	10	1か所	30			
〃 第6号	青蓮寺川香落	80	40	20		30			
〃 第7号	長瀬太郎生川	340	120		1か所				
〃 第8号	榎田川第一	210						10	
〃 第9号	榎田川河川	330							
〃 第10号	榎田川上流	260	290						
〃 第11号	宮 川	420	20		1か所	10		10	
〃 第12号	宮川上流	430	150	10	1か所			10	
〃 第13号	大内山川	760	20					10	1,410尾
〃 第14号	赤 羽 川	40							
〃 第15号	銚 子 川	40	10						
〃 第16号	銚 子 川	140	20						
〃 第17号	大又川飛鳥五郷	460							

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、令和7年7月1日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第3号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1尾当たりの重量	3～10g
あまご・にじます	〃	3～50g
おいかわ	〃	1～10g
こい・ふな	〃	5～50g
うなぎ	〃	10～50g

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和8年2月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	31筆
鈴鹿市	181筆
津市	62筆

松阪市	5筆
玉城町	2筆

- 2 農用地利用集積等促進計画の認可日
令和8年2月27日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和8年2月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	268筆
いなべ市	12筆
木曽岬町	1筆
鈴鹿市	194筆
亀山市	33筆
津市	415筆
松阪市	225筆
明和町	6筆
伊勢市	115筆
玉城町	80筆
伊賀市	95筆
名張市	1筆
熊野市	8筆
紀宝町	3筆

- 2 農用地利用集積等促進計画の認可日
令和8年2月27日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和8年2月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
加藤 幸一	桑名市	伊藤 正彦	桑名市	桑名市長島町福吉 45
便田 和秀	津市	小田 みね子	津市	津市戸木町中野 7539-1

- 2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日
令和8年2月27日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和8年2月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
2 作業期間

令和8年2月19日から同年4月28日まで

- 3 作業地域
志摩市大王町波切

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第5項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和8年2月27日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名
二級河川大堀川水系
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県総務部文書・情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項及び同条第7項の規定により海岸保全基本計画を変更しましたので、同条第6項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和8年2月27日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 海岸保全基本計画を変更した沿岸名
熊野灘沿岸
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県総務部文書・情報公開課、三重県伊勢建設事務所、三重県志摩建設事務所、三重県尾鷲建設事務所及び三重県熊野建設事務所

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
